

答 申 第 158 号

平成16年5月27日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成9年12月8日付け高第466号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

平成9年10月19日付けで提起された、平成9年8月18日付け高第308号  
の2で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった公文書に記録された情報のうち、各日付欄の年次休暇、療養休暇及び特別休暇に関する記載、各種別欄のうち年次休暇の月計・累計、療養休暇の結核・その他及び特別休暇の各欄の記載(年次休暇、療養休暇、特別休暇の取得がない場合であって各日付欄から推知される情報を除く。)並びに職務専念義務免除の承認事由、年次休暇の前年から繰り越した日数及び合計日数を除き、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年8月18日付け高第308号の2で行った「平成8年6月の高齢者福祉課職員の出勤簿」(以下「本件文書」という。)の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

公文書公開制度の趣旨から、個人情報に関する情報であっても、プライバシーに含まれない情報及び業務上の情報は公開しなければならない。

監査請求や住民訴訟をする行為を保証するため、個人に関する情報であってもプライバシーに含まれない情報及び業務上の情報は公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

異議申立人から公開請求のあった文書は、平成8年6月の社会部高齢者福祉課職員の出勤簿であり、旧千葉県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第11条第2号に該当するものとして非公開としたものである。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本件文書には、出勤した場合の押印、出張の記録、年次休暇、病気等に

よる療養休暇、その他の休暇等各種の休暇や休職、停職、欠勤等の職員個人に関する情報が記載されており、明らかに「特定個人が識別され、または識別され得る情報」に該当するものである。

イ 旧条例第11条第2号の趣旨は、公開・非公開の基準は、あくまでも特定個人が識別されるか否かにとどまり、プライバシーに当たるかどうかまでを判断する必要はなく、また、してはならないものであるが、一方で、明らかにプライバシーの侵害に当たらないもの及び公益的理由のあるもののうち特定のものについては、公開しなければならないとしており、個人情報を非公開とすることについて、一定の制限を加えているところである。

ウ 本件文書は、職員の勤務実績を把握するための人事管理上の内部記録であり、法令等の規定により何人でも閲覧をすることができるものではないこと、また、公表を目的としているものでないこと、公開することが公益上必要であるとは認められないことから、旧条例第11条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものである。

エ 異議申立人は、「公開すべき情報を非公開としたため」として、「個人に関する情報であってもプライバシーに関する情報に含まれない情報及び業務上の情報は、旧条例第11条第2号に該当しない」と主張するが、旧条例は、個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るもので、ただし書に該当するもの以外は、公開しないこととしたものである。

オ 旧条例は、県民に公文書を公開請求する権利を明らかにするとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の努力を求めるとともに、請求された公文書に記載されている個人の権利利益及び公益との調和を図るため、原則公開の例外として公開しないことができる公文書を規定し、公文書公開に一定の制限を加えているものである。

カ すなわち、旧条例第11条第2号は、「個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るもの」は、公開しないとしたものであり、この点で、異議申立人の主張は当たらないものと判断される。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件文書について

ア 本件文書は、職員1人につき暦年ごとに1枚の様式となっており、「職」、

「氏名」の欄、1月1日から12月31日までの各日付欄（以下「各日付欄」という。）並びに1月から12月までの各月ごとに「年次休暇」の「月計・累計」、「療養休暇」の「結核・その他」、「特別休暇」、「職免」、「欠勤」及び「旅行」の欄（以下「各種別欄」という。）で構成される出勤簿のうち、平成8年1月から6月までの記載部分である。

イ 各日付欄は、出勤した職員が当該日付欄に本人の印鑑を押印するほか、出張、休暇の取得等、職員の勤務状況が、年次休暇を年休、特別休暇を特休、職務専念義務免除を職免、療養休暇を療休と、それぞれの略記号を用いて、1日単位で明らかになるように記載されている。

なお、年次休暇、特別休暇若しくは療養休暇を時間単位で取得した場合又は職務専念義務免除が時間単位で承認をされた場合はその時間数が、出勤した後に出張をした場合又は出張を終えて出勤した場合には出張との記載が、出勤したことの押印に重ねて記載されている。

ウ 各種別欄には、当該月に取得した年次休暇、療養休暇、特別休暇、職務専念義務免除等の合計日数及び取得理由等が記載されている。

なお、年次休暇については、その累計が、併せて記載されている。

エ また、本件文書の余白には、年次休暇について、休暇日数を記載するための欄がゴム印により表示されており、当該欄には、前年から繰り越した日数、当該年に付与された日数及び合計日数が記載されている。

オ 実施機関は、本件文書に記録された情報が、旧条例第11条第2号に該当するとして、その全部を非公開としたものである。

## (2) 旧条例第11条第2号該当性について

旧条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために、県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにする等、県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものである。

本件文書に記録された情報は、職員個人の出勤、出張、休暇等の情報が1日単位で明らかになるように記録されたものであり、各日付欄に記載された各情報を含め、その「職」及び「氏名」の各欄の記載と結び付いており、特定の個人が識別され得る情報といえることができる。

しかしながら、旧条例の目的、趣旨からすれば、県の職員の職務遂行に関する情報は、当該職員の私事に関する情報が含まれる場合を除き、当該職員が、旧条例第11条第2号の個人情報に当たることを理由に非公開情報に該

当するということとはできないものと解すべきである。

本件文書に記載された情報は、県の職員個人の情報に関わるものであることから、以下、このような考え方に立ち検討する。

ア 職、氏名の欄について

職、氏名の欄の記載は、以下に述べる私事に関する情報とその他の情報と共通の内容となすものであるが、それ自体が職員の私事に関する情報を含むものでないため、以下で述べる公開すべき職務遂行に関する情報に含まれるものとして、公開すべきである。

イ 各日付欄について

- (ア) 出勤を示す印影及び出張に関する記載は、職員が職務に従事したことを示すものであり、職務に関する情報であることは明らかであるので、職員の職務遂行に関する情報と認められ、かつ職員個人の私事に関する情報を含まないものであり、公開すべきである。
- (イ) 年次休暇、療養休暇及び特別休暇は、法律や条例等の根拠に基づいて職員個人に付与又は職員個人の休暇の請求、承認願、申請により承認されるものであり、これらの取得等に関する記載は、職務に従事しなかったこと自体において職務遂行に関する情報としての一面を有するが、休暇の種別、その原因又は内容及び取得状況を示す情報は、職務とは直接かかわりのない事柄であり、職員個人の私事に関する情報を含むものと認められることから、公開しないことができるものである。
- (ウ) 職務専念義務免除は、健康診断の受診、研修の受講、厚生に関する計画の実施への参加等、一定の事由に該当する場合に、任命権者の承認により、職務遂行に当たっての基本的な義務である職務専念義務が免除されることから、その記載は、職員の職務の遂行に関する情報と認められ、かつ職務専念義務が免除された事由について、その個別的内容まで明らかにしているものではないから、職員個人の私事に関する情報を含まないものであり、公開すべきである。
- (エ) 欠勤は、休暇等の場合と異なり、正規の手続による承認を得ることなく職務に従事していないことを示すものであり、欠勤の理由は様々であるところ、その記載自体は欠勤の具体的理由を表すものではないから、職員個人の私事に関する情報を含まないものであり、公開すべきである。
- (オ) なお、各日付欄の出勤したことの押印に重ねて職員個人の私事に関する情報を含む年次休暇、療養休暇又は特別休暇等の非公開情報が記載され

ている場合は、非公開情報が記載されている部分とそれ以外の部分を容易に区分して除くことができないことから、公開しないことができるものである。

#### ウ 各種別欄について

- (ア) 年次休暇の月計・累計、療養休暇の結核・その他、特別休暇欄に記載された取得日数（時間単位で取得したものがある場合は時間数を含む。以下同じ。）の記載は、前記イ（イ）と同旨により、職員個人の私事に関する情報を含むものと認められ、公開しないことができるものである。

なお、これらの休暇の取得日数については、当該欄に記載のないときに公開し、あるときには非公開とするとした場合、各日付欄の情報と比較することにより、非公開とすべき情報が容易に推知されることとなるので、原則として、記載のない欄も含めて非公開とすることもやむを得ないと認められるが、月ごとの各日付欄において、これらの休暇の取得が認められない場合は、その記載から各種別欄の個々の記載内容が、取得していないことが当然のこととして推知され得るものであり、公開すべきである。

- (イ) 承認された職務専念義務免除の日数の記載は、前記イ（ウ）と同旨により、職員個人の私事に関する情報を含まないものであるが、併せて記載された承認事由については、その個別的内容を明らかにしているものであり、職員個人の私事に関する情報を含むものと認められることから、公開しないことができるものである。

- (エ) 旅行欄の記載は、出張を含めた職務遂行のために行われた旅行の合計日数であり、前記イ（ア）と同旨により、職員の職務の遂行に関する情報と認められ、かつ職員個人の私事に関する情報を含まないものであり、公開すべきである。

#### エ 年次休暇の前年から繰り越した日数、当該年に付与された日数及び合計日数について

年次休暇の前年から繰り越した日数、当該年に付与された日数及び合計日数の記載は、前記イ（イ）と同旨により、職員個人の私事に関する情報を含むものと認められる。

しかしながら、当該年に付与された日数については、前年から勤務する職員は20日が、当該年の中途において新たに職員となった者はその年の在職期間を考慮した20日を超えない日数で条例等の定める日数が、職員個人に付与されるものであり、職員になった時期に関する情報自体が職員個

人の私事に関する情報を含むものではないことから、職員個人の私事に関する情報を含まないものである。

したがって、前年から繰り越した日数及び合計日数は、本号に該当し公開しないことができるが、当該年に付与された日数については、本号の非公開情報に該当しないことから、公開すべきである。

### (3) 結論

以上により、実施機関が非公開とした情報のうち、各日付欄の年次休暇、療養休暇及び特別休暇に関する記載、各種別欄のうち年次休暇の月計・累計、療養休暇の結核・その他及び特別休暇の各欄の記載（年次休暇、療養休暇及び特別休暇の取得がない場合であって各日付欄から推知される情報を除く。）並びに職務専念義務免除の承認事由、年次休暇日数を記載するための欄のうち年次休暇の前年から繰り越した日数及び合計日数に関する記載は、旧条例第11条第2号に該当し、公開しないことができるが、その余の情報は、公開すべきである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 12. 8	諮問書の受理
10. 1. 27	実施機関の理由説明書の受理
10. 7. 22	審議
16. 4. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学教授	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道(株)常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成16年4月23日現在)